

○総務省告示第四十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条第十項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百号（小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

表注26(1)ア中「回漕用」を「設備用」に改め、同(1)イ中「第2号」の次に「並びに第49条の23の2」を加える。